

平成22年8月13日発行

発行／美郷町役場 編集／総務課 秘書広報班  
 〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10  
 美郷町ホームページ <http://www.town.misato.akita.jp>  
 美郷町メールアドレス [info@town.misato.akita.jp](mailto:info@town.misato.akita.jp)

次回の「広報お知らせ版」は9月15日(水)発行予定です。  
 「広報美郷」9月号は9月1日(水)発行予定です。

### 農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地等(農用地区域)を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。

除外手続きには通常約4ヶ月半から半年という長い期間を要することから、1年間に取り扱うことができる件数に限りがあります。そのため、長期的な計画のもとで手続きを進めています。

やむを得ず農用地区域の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行わなければならない場合は早めに町農政課までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによって除外手続きができない場合もあります。

次回の農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申し出の受付期間は

**10月1日(金)～10月29日(金)**です。

申し出の際は事前に町農政課までご相談ください。

問 町農政課 農村整備班 ☎0187(84)4908

#### ■農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

美郷町では『農業振興地域の整備に関する法律』に基づき「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では六郷地区の都市計画用途区域を除いた美郷町全域が農業振興地域になっています。

### 美郷町の農地賃借料のお知らせ

平成21年12月15日に改正農地法が施行されたことに伴い、従来からの標準小作料制度が廃止されました。

今後は地域の実情を踏まえた賃借料を情報提供していくことになります(改正農地法第52条)。

#### 美郷町の標準となる賃借料

農地の区分	10㌃当たり賃借料	備考
田 (水田)	上 21,000円	ほ場整備済地区 10㌃当たり収穫量 600キログラム
	中 18,000円	ほ場整備済地区 10㌃当たり収穫量 570キログラム
	下 15,000円	ほ場整備済地区 10㌃当たり収穫量 540キログラム
畑(普通畑)	賃借料情報はありません	

※この賃借料は転作を加味したものです。

※ほ場整備済地区とはおおむね30㌃以上に区画整理されたところです。

問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

### 防犯灯に近寄る害虫の防除にご協力を

毎年この季節になると防犯灯を設置している付近の水田ではフタオビコヤガ(イネアオムシ)による稲の葉の食害が発生します。

防犯灯は防犯対策のために設置しています。食害による被害を防ぐため、地域のみなさんの手で防除作業をお願いします。

害虫の異常発生や食害被害の拡大が見られる場合はJAなどにご相談ください。

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

### 県営住宅の入居者を募集しています

#### 募集する住宅●

住宅名	所在地	構造	戸数
県営船場町住宅	大仙市大曲船場町	3DK	1戸
		2DK	1戸

※申込者が多数の場合は抽選を行います。

募集期間●8月17日(火)～8月31日(火)

入居可能日●9月17日(金)以降

- ・2DKのみ単身入居が可能です。

- ・申し込みにあたり世帯の収入基準等の条件があります。

問 平鹿地域振興局建設部建築課 ☎0182(32)6206